

研究活動における行動規範

株式会社イース

2015年3月1日

2016年2月1日

(目的)

第1条 この行動規範は、株式会社イーズ（以下「会社」という）の研究活動において、信頼性と公平性を確保すること目的とする。

(責任者)

第2条 研究活動における「研究者」の責任者は、チームリーダーとする。

(規則の遵守)

第3条 「研究者」は、この「研究活動における行動規範」の他、法令、社会的規範事項、社内規程等を遵守し、研究活動を行う。

(取引業者)

第4条 第3条の「研究者」の他、研究活動に係る業者もこの行動規範を理解した上で、取引をすることとする。万が一、業者がこの行動規範に違反し、不正行為等を起こした場合にはその業者に対し、取引停止等の処分を科すこととする。

(特定不正行為)

第5条 特定不正行為をはじめとする不正行為を禁止する。

2. 特定不正行為として主として挙げられる3点を次の通り定義する。

- ①「ねつ造」・・・存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
- ②「改ざん」・・・研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③「盗用」・・・他の研究者のアイデア、分析もしくは解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表現なく流用すること。

3. 2の特定不正行為に限らず、故意または研究者としてわきまえる基本的な注意義務を怠ることによる不正行為は絶対に行ってはならない。

(研究倫理教育)

第6条 研究倫理教育の実施を次の通り徹底する

- (1) 研究者は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣）の内容を理解し、常にこのガイドラインを意識して研究活動を行う。
- (2) 研究者は必ず、CITIJAPANによる「研究者の育成のための行動規範教育プログラム」を受講する。
- (3) ミーティング等の際にも倫理教育について話し合いを行い、意識向上を図る。
- (4) 研究倫理教育責任者は2にあげるチームリーダーとし、会社のコンプライアンス責任者等である 管理本部長、総務責任者と連携をとり、研究倫理を社内全体の教育と捉え、意識向上を図るよう努めていかなければならない。

(データ保存等)

第7条 研究データの保存・開示は次の通りの事柄を徹底・遵守する

- (1) 作成した研究データ結果は、原則としてすべての研究が終了するまでは削除せずに保管する。
- (2) 研究データ結果を削除する場合は、チームリーダーをはじめとした研究者同意の下に実施する。
- (3) 研究者は特定のパソコンのみを使用し、そのパソコン内での共有ファイルを作成、研究データ結果を保管し、研究者全員が情報を共有できることとする。
- (4) 研究データは必要に応じて開示する。

(研究費)

第8条 研究費は、次の通り適正に運営・管理を行う

(1) 研究費用として精算する経費は、主として次の項目を確認する。

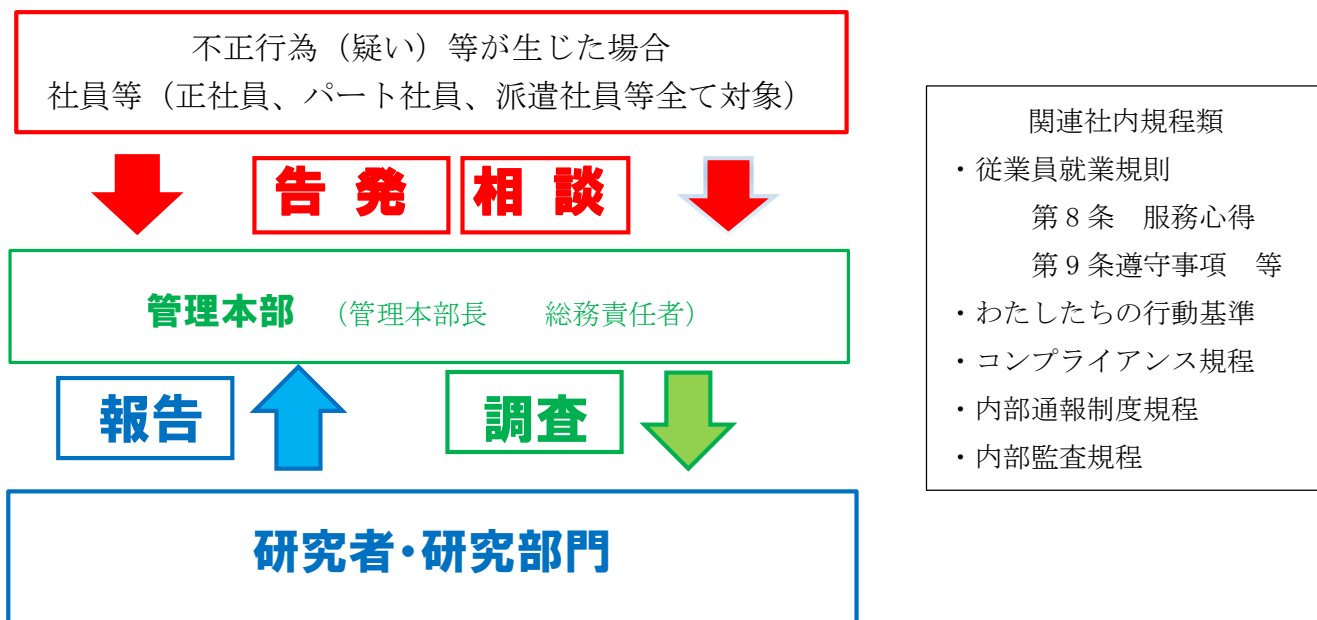
- ①研究目的に使用されたものの経費精算であること。
- ②社内で定められた金額等、ルール通りの精算であること。
- ③可能な限り、安価なものを使用し、交通費ならば安価なルート等を利用していること。

(2) 経費精算に当たり、次の通り、3段階のチェックを行う。

- ①マネージャーが全ての研究者の経費をチェックする。
- ② ①を管理本部総務部チェックの後、経理部で最終チェックを行う。

(不正行為防止体制)

第9条 研究者が法令、社会的規範事項等を遵守し、不正行為等を行わず、正しく研究活動をするために、研究者・研究部門のみならず、会社全体においても不正が起こらないよう、次の社内体制を遵守する。



(不正に係る調査等)

第10条 不正に係る調査の体制及び手続等は次の通りとする

(1) 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(2) 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2. 公正かつ透明性の確保の観点から、調査委員会の調査委員には当機関に属さない第三者を含むこととする。

3. 第三者の調査委員は、当機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者であることとする。

(3) 調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(4) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(5) 配分機関への報告及び調査への協力等

機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2. 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3. 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4. 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5. 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等への当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(社内ルール)

第11条 第10条の不正使用に係る調査の体制及び手続等について、次の社内ルールを元に進めていくこととする。

(1) 「リスク管理規程」

第6条 : 会社全体として重大なリスクが発生し、全社的な対応が必要である場合は、別に定める「緊急事態対応体制について」より、緊急事態対応体制をとることとする

(2) 「緊急事態対応体制について」

第1条 : 会社全体として重大なリスクが発生し、緊急事態対応体制が必要な場合には、代表取締役をはじめとする取締役が中心となり、対応策を講じ、状況に応じた指示を社員等に与え、社員等はその指示に従う

(3) 「従業員就業規則」

第28条 解雇、第61条 懲戒 等

付 則

(実施時期)

第1条 この行動規範は、2015年3月1日から実施する。

2 2016年2月1日 第3条、4条、10条、11条を中心に改定